懸賞SA 解答 2025年 10月号

- 問1 正解3 報道の自由は、表現の自由を定める憲法21条の保障の下にあり、その前提となる取材の自由も、憲法21条の精神に照らして、十分尊重に値するものとされている(最大決昭44.11.26)。
- あらかじめ拳銃を取り出しておくことは、あくまで使用のための準備行為であり、警職法7条にい **門2 正解** う「使用」には当たらない。なお、人に向けて拳銃を発射する場合は、人に危害を与える態様によ る使用であるから、警職法7条ただし書に定める特別の要件を満たす必要がある。
- 警察官が来るのを見て犯行を中止した場合は、中止未遂ではなく障害未遂である。中止未遂とは、 間3 正解4 「自己の意思により犯罪を中止したとき」(刑法43条ただし書)であり、これは、反省、悔悟、同情といった動機によってやめた場合に認められやすい。
- 現行犯人と認められるのは、今まさに逮捕者の目前で犯罪の実行行為を行っている者、すなわち 「現に罪を行っている者」に限られているわけではない。現行犯人とは、現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者をいい(刑訴法212条1項)、犯罪の実行行為を終了した直後の犯人等も含まれる。
- 警察においては、秘密文書について、特別な管理及び取扱いをするのが通常である。現に、警察庁 **間5 正解 5** 及び各都道府県警察にあっては、訓令等により秘密文書の管理及び取扱いに係る規定が定められている。
- 「配偶者の暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又 は身体に危害を及ぼすもの)に限られず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる (DV防止法1条1項)。
- **問7** 正解③ 新規転入者に対する巡回連絡は、その地域に応じた防犯指導連絡等の利便を図るため、できるだけ 早期に行う必要があるが、何度も実施しなければならないというわけではない。
- 問8 正解4 捜索に当たっては、立会人又は特に許可を得た者以外は、その場所から退去させ、及びその場所に 出入りさせないようにしなければならない(犯捜規147条)。
- 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる(道交法6条1項)。この場合、歩行者等又は車両等は、警察官等の行う手信号等に従わなければならない。
- **間10 正解** 旧暦で12月の呼び名は「師走(しわす)」である。なお、旧暦の月の呼び名を和風月名というが、これは旧暦の季節や行事に合わせたものなので、現在の季節感とは1~2か月ほどのずれがある。